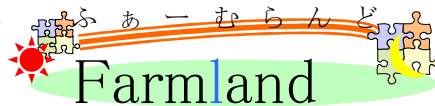




鳥取県農地・水・環境保全協議会

会報



増刊号

令和7年8月

多面的機能支払交付金を活用した**渇水対策**が可能です！

今年の夏は、梅雨明け以降、まとまった雨が降らず、水不足による農用地や水路等の施設への渇水被害が懸念されていますが、**農地維持活動による「異常気象時の対応」**など、下記の取り組みが**交付金の範囲内**で可能ですので、参考としてください。

【支援対象】

対象組織が活動計画書に位置付けている「**保安全管理する区域内的の農用地、水路、農道、ため池。**」

【支援項目・内容】

① 農地維持活動「16 異常気象時の対応」

- ・農用地や水路等の点検により、渇水対策として、ポンプ配水等を実施することができます（リース代、燃料代、日当等を含む）。

農地維持活動による応急対応



渇水による水稻の葉針症状



ポンプ配水



水番によるきめ細やかな配水管理

② 資源向上支払（共同）「50 地域資源の活用・資源循環活動」

- ・農業用水を有効利用するため、農業用水を反復して循環的な利用を行うことや、新たに排水の再利用が可能となるポンプを設置し、通水を行うことができます。

留意事項

- ・応急対応の実施に際して、組織内の合意形成が必要になります。
- ・なお、今般の渇水及び高温の状況は、甚大な自然災害の場合に当り、当該対策に交付金を重点的に活用することが可能となります。これにより、計画していた活動ができず、要件を満たすことが困難となる場合は、特例により、交付金の返還は免除されます。
- ・恒常的に掛かる農業水利施設の運転経費や単に用水不足を補うための井戸の掘削等は営農活動となり、多面交付金の対象外となります。

問い合わせ先

- 鳥取県 農地・水保全課(0857-26-7336)
- 総合事務所農林局地域整備課(東部:0857-20-3573) (中部:0858-23-3171) (西部:0859-31-9665)
- 市町村 多面的機能支払担当課
- 水土里ネットとっとり(協議会事務局)(0857-38-9500)